

1. 独立行政法人の概要（その1）

NO.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金	職員の身分	非国家公務員
-----	----	----	-------	-----	----------------	-------	--------

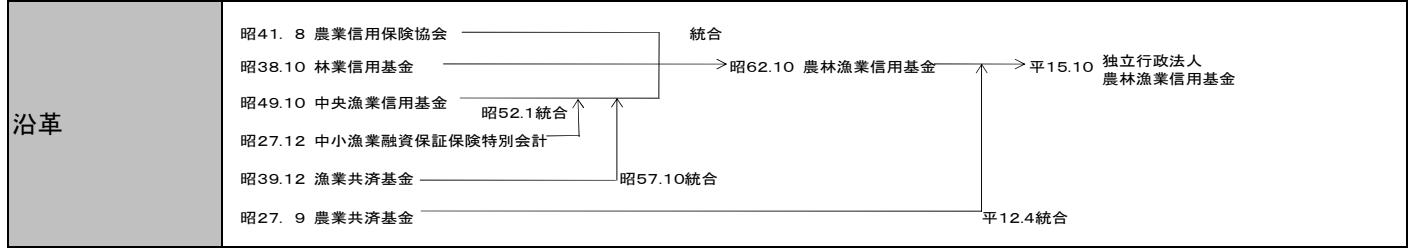
法人概要

独立行政法人農林漁業信用基金は、農林水産業が自然条件に左右されやすいといった特性を踏まえ、意欲ある農業業者による農業経営の推進、森林の有する多面的機能の持続的な発揮等のための林産物の供給及び利用の確保、意欲ある漁業者の多様な経営発展、農漁業者の経営の安定など農林漁業政策の一環として、

① 農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑に行う保証・保険業務、

② 農漁業者の経営の安定を図るため、被災した際の共済金等の支払が円滑に行われる融資業務、等を行うことにより、農林漁業の健全な発展に資することを目的とする独立行政法人。

独立行政法人農林漁業信用基金の資本金のうち17% (351億円、平成25年3月末現在) は、民間等から出資を受けているところ。



中期目標期間 平成25年4月1日～平成30年3月31日（5年間）

		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
役員総数[官庁OB] (現役出向) (4/1時点)		9	8	9	9 [0] (4)
常勤役員数		9	8	9	9 [0] (4)
非常勤役員数		0	0	0	0 [] ()
常勤職員数[官庁OB] (現役出向) (4/1時点)		118	115	109	108 [0] (21)
うち間接部門		34	34	30	30 [0] (5)
うち事業部門		84	81	79	78 [0] (16)
非常勤職員数 (官庁OB) (4/1時点)		4 (0)	3 (0)	4 (0)	4 (0)
給与水準【事務・技術職員】 (年齢・地域・学歴勘案)		115.4 (98.7)	112.9 (96.2)	112.8 (96.0)	— (—)
給与水準【研究職員】 (年齢・地域・学歴勘案)		()	()	()	()
年度		平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
国からの財政支出額の推移 (百万円)	予算/決算	決算	決算	決算	当初予算
	一般会計 (百万円)	3,507	20,287	9,594	4,719
	うち運営費交付金	—	—	—	—
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金	1,907	15,287	8,714	4,139
	うち委託費	—	—	—	—
	うち出資金	1,600	5,000	880	580
	特別会計 (特会名) (百万円)	—	—	—	—
	うち運営費交付金	—	—	—	—
	うち施設整備費補助金	—	—	—	—
	うち施設整備以外の補助金・交付金	—	—	—	—
	うち委託費	—	—	—	—
	うち出資金	—	—	—	—
	計	3,507	20,287	9,594	4,719
支出額の推移 (百万円)		81,072	109,734	72,361	208,749
収入額の推移 (百万円)		83,974	124,752	83,061	215,718
国の財政支出/収入額 (%)		4.2	16.3	11.6	2.2
財務データ (平成24年度、百万円)	資産合計	328,002	うち流動資産	109,912	
	負債合計	104,514	純資産合計	223,488	うち利益剰余金

1. 独立行政法人の概要（その2）

NO.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------------

○事務・事業の構造等（平成25年度）

事務・事業名	①事務・事業の内容及び②当該事務・事業の根拠となる法律、閣議決定、計画等の内容	支出額 (平成24年度決算) (百万円)	収入額（百万円） (平成24年度決算)		特定関連会社・公益法人への支出 (百万円) (平成24年度)		
			内訳	(名称)	(額)	法人名	額
			国費	自己収入			
農業信用保険業務	①農業融資が円滑に行われるための保証保険業務及び融資保険業務並びに農業信用基金協会に対する代位弁済財源等貸付業務を行う。 ②独立行政法人農林漁業信用基金法(以下「信用基金法」という。)第12条第1項第1号から第3号まで及び農業信用保証保険法第59条から第71条まで	30,509	合計		33,456		
			国費	運営費交付金	—		
				施設整備補助金	—		
				事業交付金(復興予算を含む)	964		
			自己収入	(事業収入、運用収入等)	32,492	(財)日本システム開発研究所	0.487
林業信用保証業務	①林業者等融資が円滑に行われるようにするための債務保証業務、木材産業等高度化推進資金の貸付けを低利にするための民間金融機関への低利預託原資貸付業務及び森林整備活性化資金の貸付けを無利子にするための林業寄託業務を行う。 ②信用基金法第12条第1項第5号及び第13条、林業・木材産業改善資金助成法並びに林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法第6条第1項第1号から第3号まで及び同条第2項	13,181	合計		11,289		
			国費	運営費交付金	—		
				施設整備補助金	—		
				事業交付金(復興予算を含む)	766		
				政府補給金	62		
			自己収入	(事業収入、運用収入等)	9,581	(財)日本システム開発研究所	3.429
漁業信用保険業務	①中小漁業融資が円滑に行われるための保証保険業務及び融資保険業務並びに漁業信用基金協会に対する代位弁済財源等貸付業務を行う。 ②信用基金法第12条第1項第6号から第8号まで及び中小漁業融資保証法第69条から第83条まで	21,395	合計		22,373		
			国費	運営費交付金	—		
				施設整備補助金	—		
				事業交付金(復興予算を含む)	6,922※		
			自己収入	(事業収入、運用収入等)	22,373	(財)日本システム開発研究所	0.487
農業災害補償関係業務	①農業災害補償制度による被災農業者への共済金の迅速な支払を確保するための支払財源の不足する農業共済団体に対する資金の貸付け等 ②信用基金法第12条第2項及び農業災害補償法第142条の8	2,573	合計		2,429		
			国費	運営費交付金	—		
				施設整備補助金	—		
			自己収入	(事業収入、運用収入、借入金等)	2,429	(財)日本システム開発研究所	0.487
漁業災害補償関係業務	①漁業災害補償制度による被災漁業者への共済金の迅速な支払を確保するための支払財源の不足する漁業共済団体に対する資金の貸付け等 ②信用基金法第12条第2項及び漁業災害補償法第196条の3	4,704	合計		6,592		
			国費	運営費交付金	—		
				施設整備補助金	—		
			自己収入	(事業収入、運用収入、借入金等)	6,592	(財)日本システム開発研究所	0.487

※1：平成23年度事業交付金のうち、復興予算に係る6,337百万円は、国の出納整理期間に交付されたため、平成24年度の収入額に計上している。

※2：公益法人への100万円以下の少額支出は除く。

○国からの財政支出のうち特別会計からの支出の状況（特別会計別内訳） <平成24年度決算合計>

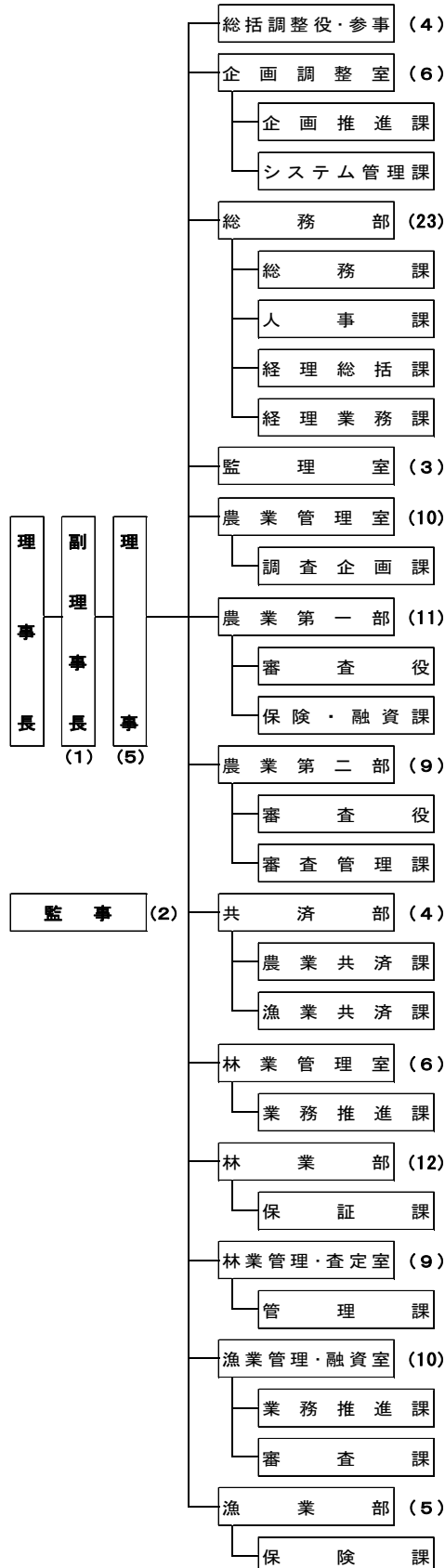
		合計	〇〇特別会計	〇〇特別会計	〇〇特別会計
特別会計	法人合計（百万円）				
		該当なし			

1. 独立行政法人の概要（その3）

NO.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------------

○組織図及び職員数（平成25年度）

農林漁業信用基金の組織（平成25年4月1日現在）



<記載要領>

【所在地】東京都千代田区内神田1-1-12 コープビル5階・11階

・組織図を明記の上、各部門、機関の実員(平成25年4月1日現在)を括弧内にご記入頂くとともに、所在地を明記してください。

No.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------------

1. 独立行政法人の概要（その4）

○国の政策実施機関としていかなる政策体系の中に法人がいかに位置づけられているのか、また、法人の業務について我が国の成長や国民の安全・安心の確保等の観点からいかなる成果をあげているか

<p>[政策体系の位置付け] 食料・農業・農村基本計画、森林・林業基本計画及び水産基本計画において、意欲ある農業者による農業経営の推進、森林の有する多面的機能の持続的な発揮等のための林産物の供給及び利用の確保、意欲ある漁業者の多様な経営発展、農漁業者の経営の安定などのため、金融面から支援することとされているところである。 そのため、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、</p> <p>① 農林漁業者等の信用力を補完し、農林漁業経営等に必要な資金の融通を円滑に行う保証・保険業務 ② 農漁業者の経営の安定を図るため、被災した際の共済金等の支払が円滑に行われる融資業務等を通じて、政策の実施に取り組んでいるところである。</p> <p>[法人の成果] ①の業務については、毎年度相当数の農林漁業者等の保証・保険を引き受け（平成24年度75千件、4,902億円、平成24年度末残高1,023千件、3兆5,370億円）しているところである。 本業務を利用することにより、他産業に比べて脆弱な農林漁業者等の信用力を補完することで農林漁業者等が融資を受けることが可能となり、農林漁業者等が必要とする資金が円滑に供給されているところであり、本業務は、農林漁業者等の経営発展に寄与しているものである。</p> <p>②の業務については、農災団体及び漁災団体による被災された農漁業者への共済金の支払に際し、当該団体においても共済金等の支払財源が不足する場合等に、民間金融機関からは迅速に貸し付けることが困難なものについて、信用基金から迅速な資金の貸付（平成24年度70億円）を行うことにより、共済金等の支払を適切かつ確実にするものであり、農漁業者の経営の安定を図っていることに寄与しているものである。</p>

○独立行政法人として発足する以前との比較において、独法制度を活用することによりどのようなメリット・デメリットがあったか

<p>独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農業信用保証保険法等の法律で定められた業務を遂行するための実施機関である。このような業務をより一層効率的かつ適切に処理するためには、決められた枠組みの中で最大限効率化・適正化を図ることが有効であるところ、信用基金の独立行政法人化により、以下のようなメリットがあったところである。</p> <p>① 中期的な目標管理・第三者による事後評価が導入され、中長期的に業務の効率化等を図りやすくなったこと ② 企業会計原則の導入等企業的経営手法により業務財務運営が効率化・適正化されたこと ③ 独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律によりディスクロージャーの徹底が図られ、業務財務運営の透明性の確保が図られたこと</p>
--

○関連する行政事業レビューシート（平成25年度）

府省名	事業番号	事業名
農林水産省	0089	農業信用保証保険基盤安定事業交付金
農林水産省	0184	森林整備活性化資金造成費・利子補給金
農林水産省	0224	林業信用保証事業交付金
農林水産省	0263	漁業信用保証保険事業
復興庁	090	農業経営復旧・復興対策特別保証事業（復興関連事業）
復興庁	113	災害復旧林業信用保証事業（復興関連事業）
復興庁	118	漁業者・漁協等への無利子・無担保・無保証人融資事業（復興関連事業）

No.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------------

○法人の業務における民間委託の状況

(単位：百万円)

①内部管理業務(調達、給与、研修など)、庁舎管理業務、システム関連業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
システム関連業務	会計システムの運用支援・保守業務及び機能改修業務	5	(財)日本システム開発研究所
システム関連業務	総合文書管理システム等に係る移行・保守	8	(株)ぎょうせい
システム関連業務	林業信用保証業務における情報系システムの一次格付判定モデルのチューニング及びシステム改善	7	(株)金融エンジニアリング・グループ
システム関連業務	林業信用保証業務における基幹系システムの保守	4	(株)金融エンジニアリング・グループ
システム関連業務	漁業保証保険システム及び貸付管理システムの保守	5	(株)日本ソフトウェアテクノロジー
②①以外の業務			
業務名	具体的業務委託内容	支出額(24年度決算)	委託先
債権管理回収業務	求償権の回収委託	13	(株)山田債権回収管理総合事務所、(株)住宅債権管理回収機構、中央債権回収(株)
データ入力業務	派遣労働者によるデータ入力等	12	(株)スタッフサービス、テンブスタッフ(株)、(株)総合キャリアオプション
責任準備金の検証業務	責任準備金の検証等	6	あらた監査法人
印刷物の印刷・発送等業務	情報誌等の企画、印刷、梱包及び発送	3	(株)協有社、図書印刷(株)
文書等保管及び運搬業務	契約データ等のバックアップ及び文書に係る保管並びに運搬	1	(株)データキーピングサービス、(株)ワンビシアーカイブズ

No.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その1）

(1) 独立行政法人整理合理化計画（平成19年12月24日閣議決定）について	
① 措置内容	該当なし
② これに対する現時点での考え方	—
(2) 独立行政法人の制度及び組織の見直しの基本方針（平成24年1月20日閣議決定）について	
① 措置内容	民間等からの出資の整理等を含め関係者と協議の上、特殊会社化について検討する。また、金融庁検査を導入する。
② これに対する現時点での考え方	<p>仮に、独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）を特殊会社化する場合、法人税等の課税対象となり、新たに納税コストが発生する可能性（注1）がある。</p> <p>保証保険制度の政策的な位置付けや業務の変更がない中、組織変更によって生じる当該コストを信用基金の事業の利用者である農林漁業者等に新たな負担として求めざるを得なくなるが、当該利用者及び信用基金の民間出資者（信用基金の民間出資者である農業信用基金協会、漁業信用基金協会等は、農漁業者を組合員とする農協・漁協から出資を受けて組織されている。）からは、農林漁業の経営環境が厳しい中、このような新たな負担について、理解を得ることは困難である。</p> <p>そのため、引き続き、税制上の特例措置（注2）を講じる等の条件整備が確保できない場合、特殊会社化は実現困難であると考えている。</p> <p>なお、金融庁検査については、導入に向けて金融庁と調整を進めてきたところであり、今後、金融庁検査の導入が求められる場合には、金融庁の了解が得られれば、金融庁検査の導入は可能と考えている。</p> <p>（注1）平成24年1月20日閣議決定の後、同閣議決定を踏まえ特殊会社化に向けて税務当局に現行と同様の税制特例措置を要望したところ、税務当局は株式会社化（特殊会社）すれば課税するというスタンス。</p> <p>（注2）信用基金は、業務の公益性から法人税法等における「公益法人等」（収益事業のみが課税対象）に位置付けられており、現在、収益事業は実施していないことから、実質非課税。仮に、課税対象となれば保険料等が上昇し、農林漁業者等の負担増に直結。</p>
(3) 政策評価・独立行政法人評価委員会及び会計検査院による指摘事項	
① 指摘事項	<p>① 政策評価・独立行政法人評価委員会から平成25年1月25日付けで農林水産大臣に通知のあった「勧告の方向性」において、引き続き、組織の効率化・スリム化を図ることと指摘されている。</p> <p>② 会計検査院からは、組織見直しに係る指摘は受けていない。</p>
② 対応状況	<p>① 平成25年4月1日からの中期計画において、業務の質や量に対応した組織体制・人員配置の見直しを行い、業務運営の効率化を行うこととしているところ。</p> <p>② 該当なし</p>

No.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------------

2. 個別法人の組織等の在り方について（その2）

（4）（1）～（3）を踏まえ各府省としての組織見直しの考え方について

〔 個々の法人の事務・事業の全部又は一部の民間開放や他の主体への移管が可能な場合には、その旨についても記載。 〕

独立行政法人農林漁業信用基金（以下「信用基金」という。）は、農林水産業が自然条件に左右されやすいといった特性を踏まえ、意欲ある農業者による農業経営の推進、森林の有する多面的機能の持続的な発揮等のための林産物の供給及び利用の確保、意欲ある漁業者の多様な経営発展、農漁業者の経営の安定など農林漁業政策の一環として農業信用保証保険法等に基づき、農林漁業経営等に必要な融資の円滑化のための保証保険や農漁業者の経営の安定のための貸付けの業務を遂行する独立行政法人であることから、国の一定の関与の下に安定的に運営される必要がある。

また、信用基金は、法律で定められた業務を遂行するための政策の実施機関であり、このような業務をより一層効率的かつ適切に処理し、損失の発生リスクを極小化するためには、決められた枠組みの中で最大限効率化・適正化を図ることが有効であり、独立行政法人制度に基づくガバナンスによって、これまでもその機能が十分に発揮されていると考えている。

仮に、信用基金を特殊会社化する場合、法人税等の課税対象となり、新たに納税コストが発生する可能性（注1）がある。

保証保険制度の政策的な位置付けや業務の変更がない中、組織変更によって生じる当該コストを信用基金の事業の利用者である農林漁業者等に新たな負担として求めざるを得なくなるが、当該利用者及び信用基金の出資者（信用基金の民間出資者である農業信用基金協会、漁業信用基金協会等は農漁業者を組合員とする農協・漁協から出資を受けて組織されている。）からは、農林漁業の経営環境が厳しい中、このような新たな負担について、理解を得ることは困難である。

そのため、引き続き、税制上の特例措置（注2）を講じる等の条件整備が確保できない場合、特殊会社化は実現困難であると考えている。

なお、今後、金融庁検査の導入が求められる場合には、金融庁の了解が得られれば、金融庁検査の導入は可能と考えている。

（注1）平成24年1月20日閣議決定の後、同閣議決定を踏まえ特殊会社化に向けて税務当局に現行と同様の税制特例措置を要望したところ、税務当局は株式会社化（特殊会社）すれば課税するというスタンス。

（注2）信用基金は、業務の公益性から法人税法等における「公益法人等」（収益事業のみが課税対象）に位置付けられており、現在、収益事業は実施していないことから、実質非課税。仮に、課税対象となれば保険料等が上昇し、農林漁業者等の負担増に直結。

No.	67	所管	農林水産省	法人名	独立行政法人農林漁業信用基金
-----	----	----	-------	-----	----------------

3. 独立行政法人制度の見直しについて

独立行政法人改革に関する中間とりまとめ～行政改革推進会議での中間的整理のために～（平成25年6月5日独立行政法人改革に関する有識者懇談会）に関して特段の意見・コメントがあれば記載（制度面のみならず、運用面の見直しを含む）

—